

農畜産物輸出拡大施設整備事業実施要領の一部改正について

(平成 28 年 1 月 20 日付け 27 食産第 4823 号、27 生産第 2395 号、27 政統第 492 号農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長、農林水産省政策統括官通知) 一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">農産物等輸出拡大施設整備事業実施要領</p> <p>I 産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備</p> <p>第 1 取組の概要</p> <p>「農産物等輸出拡大施設整備事業実施要綱」(平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生産第 2393 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)別表 1 の I のメニューの欄の 1 の取組の概要については、次に掲げるものとする。</p> <p>1 農産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備</p> <p>国産農産物の輸出拡大に取り組む産地において必要となる耕種作物産地基幹施設の整備を支援。</p> <p>2 農産物の輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備</p> <p>国産農産物の輸出拡大に向け、不特定多数の産地から国産農産物を集荷し、出荷・加工を行うために必要な施設の整備を支援。</p> <p>第 2 取組の実施基準等</p> <p>1 事業の実施基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業の実施については、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとし、事業実施主体は、「農産物等輸出拡大施設整備事業の配分基準について」(平成 28 年 1 月 20 日付け 27 食産第 4824 号、27 生産第 2396 号、27 政統第 493 号、農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長、農林水産省政策統括官通知。以下「配分基準通知」という。)に定めた成果目標の達成のための推進活動を行うものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 輸出事業計画の認定規程(令和 2 年 4 月 1 日付け農林水産大臣決定)に基づき認定された輸出事業計画を策定している<u>こと、又は策定されることが確実であるものとする。</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 整備事業で実施する産地基幹施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね 5 年以上のものとする。</p> <p>ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">農畜産物輸出拡大施設整備事業実施要領</p> <p>I 産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備</p> <p>第 1 取組の概要</p> <p>「農畜産物輸出拡大施設整備事業実施要綱」(平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生産第 2393 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)別表 1 の I のメニューの欄の 1 の取組の概要については、次に掲げるものとする。</p> <p>1 農畜産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備</p> <p>国産農畜産物の輸出拡大に取り組む産地において必要となる耕種作物産地基幹施設及び畜産物産地基幹施設の整備を支援。</p> <p>2 農畜産物の輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備</p> <p>国産農畜産物の輸出拡大に向け、不特定多数の産地から国産農畜産物を集荷し、出荷・加工を行うために必要な施設の整備を支援。</p> <p>第 2 取組の実施基準等</p> <p>1 事業の実施基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業の実施については、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとし、事業実施主体は、「農畜産物輸出拡大施設整備事業の配分基準について」(平成 28 年 1 月 20 日付け 27 食産第 4824 号、27 生産第 2396 号、27 政統第 493 号、農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長、農林水産省政策統括官通知。以下「配分基準通知」という。)に定めた成果目標の達成のための推進活動を行うものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 別紙様式により当該事業で導入する産地基幹施設を輸出拠点とする輸出拡大計画を作成していること(ただし、輸出事業計画(GFPグローバル産地計画)の認定規程(令和 2 年 4 月 1 日付け農林水産大臣決定)に基づき認定されたGFPグローバル産地計画を策定している場合は除く。)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 整備事業で実施する産地基幹施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね 5 年以上のものとする。</p> <p>ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。</p>

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」(令和3年6月15日閣議決定)の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

(9)～(14) (略)

(15) 成果目標の達成に必要な新用途への改修(耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設(土地は含めないものとする。))の取得を含む。以下「改修等」という。については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

ア～イ (略)

ウ 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。

エ (略)

(16) (略)

(17) 海外に向けた販路拡大に係る整備事業を実施する場合にあつては、事業実施主体は、海外に向けた販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等を行い、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれること。

(削る)

(18) 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。

(19) 土地利用型作物(稲、麦(大麦、はだか麦及び小麦をいう。以下同じ。))、豆類(大豆、雑豆及び落花生をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を整備する場合は、都道府県は、事業実施主体がその整備する施設を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。

(20) 本事業の実施に当たっては、輸出先の求める品質管理や衛生基準等に対応するために必要となる次に掲げるいずれかの取組を行うものとし、もって輸出向け出荷量又は出荷額の拡大を図るものとする。

ア～オ (略)

(21) 輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備の取組において、要綱別表1のIのメニュー欄の1の(1)の耕種作物産地基幹施設整備のエの農産物処理加工施設及びオの集出荷貯蔵施設の

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」(平成28年5月24日閣議決定)の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

(9)～(14) (略)

(15) 成果目標の達成に必要な新用途への改修(耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設(土地は含めないものとする。))の取得を含む。以下「改修等」という。については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

ア～イ (略)

ウ 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。

エ (略)

(16) (略)

(17) 海外に向けた販路拡大に係る整備事業を実施する場合にあつては、事業実施主体は、海外に向けた販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等を行い、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれること。

また、高品質な食肉等を海外に輸出するために必要な施設整備を実施する場合にあつては、輸出に係る施設を輸出先国の衛生条件等に合致させるとともに、生産から処理・加工、販売までの各段階における輸出体制の整備が確実であると見込まれること。

(18) 畜産物処理加工施設のうち産地食肉センターの整備を実施する場合にあつては、と畜残さ等の再資源化等の有効活用及びアニマルウェルフェアに配慮した獣畜の取扱いに努めるものとする。

(19) 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。

(20) 土地利用型作物(稲、麦(大麦、はだか麦及び小麦をいう。以下同じ。))、豆類(大豆、雑豆及び落花生をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を整備する場合は、都道府県は、事業実施主体がその整備する施設を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。

(21) 本事業の実施に当たっては、輸出先の求める品質管理や衛生基準等に対応するために必要となる次に掲げるいずれかの取組を行うものとし、もって輸出向け出荷量又は出荷額の拡大を図るものとする。

ア～オ (略)

(22) 輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備の取組において、要綱別表1のIのメニュー欄の1の(1)の耕種作物産地基幹施設整備のエの農産物処理加工施設及びオの集出荷貯蔵施設の

整備等を行う場合、事業実施主体は次の事項に留意するものとする。

ア (略)

イ 稲

毎年度の輸出先国別の輸出向け出荷量及び出荷額を、産地別及び品種別に記録するものとする。

ウ (略)

(22) 要綱別表1のIの事業実施主体の欄の(9)の民間事業者による、第1の2の農産物の輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備の取組は、2 事業実施主体(4)のア及びイにかかわらず取り組むことができるものとする。ただし、この場合の施設整備等は、要綱の別表1のIのメニュー欄の1の(1)のエの農産物処理加工施設及びオの集出荷貯蔵施設に限るものとする。

(23) 本対策により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。))に確実に加入するものとする。なお、事業実施状況報告書に事業実施主体の共済又は保険等への加入状況が分かる書類の写しを添付することとする。

(24) 事業実施主体は、GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)会員であること。

(25) 生産技術高度化施設のうち省エネルギーモデル温室、低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設並びに高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設園芸用ハウスを整備する場合、事業完了後6年以内に整備ほ場を畑地化(経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22 経営第7133号農林水産事務次官依命通知。)の別紙1に定める交付対象水田からの除外をいう。)することとする。

2 事業実施主体

(1) (略)

(2) 要綱別表1のIの事業実施主体の欄の(6)の「農産局長等が別に定める消費者団体」とは、消費者の権利・利益の擁護・維持を目的又は活動内容に含み、消費者によって自主的に組織された団体及びこれに準ずる団体のうち、消費者のための活動を恒常的に行っており、かつ、次の要件を全て満たす民間団体(企業・業界団体は除く。)とする。

ア～カ (略)

(3) 要綱別表1のIの事業実施主体の欄の(6)の「農産局長等が別に定める市場関係者」は、次に掲げる者とする。

ア～イ (略)

(4) 要綱別表1のIの事業実施主体の欄の(9)の「農産局長が別に定める民間事業者」は、次の要件を全て満たす者とする。

ア～イ (略)

(5) (略)

整備等を行う場合、事業実施主体は次の事項に留意するものとする。

ア (略)

イ 米

毎年度の輸出先国別の輸出向け出荷量及び出荷額を、産地別及び品種別に記録するものとする。

ウ (略)

(23) 要綱別表1のIの事業実施主体の欄の(9)の民間事業者による、第1の2の農畜産物の輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備の取組は、2 事業実施主体(4)のア及びイにかかわらず取り組むことができるものとする。ただし、この場合の施設整備等は、要綱の別表1のIのメニュー欄の1の(1)のエの農産物処理加工施設及びオの集出荷貯蔵施設に限るものとする。

(24) 本対策により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。))に確実に加入するものとする。なお、事業実施状況報告書に事業実施主体の共済又は保険等への加入状況が分かる書類の写しを添付することとする。

(25) 事業実施主体は、GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)会員であること。

(新設)

2 事業実施主体

(1) (略)

(2) 要綱別表1のIの事業実施主体の欄の(6)の「生産局長等が別に定める消費者団体」とは、消費者の権利・利益の擁護・維持を目的又は活動内容に含み、消費者によって自主的に組織された団体及びこれに準ずる団体のうち、消費者のための活動を恒常的に行っており、かつ、次の要件を全て満たす民間団体(企業・業界団体は除く。)とする。

ア～カ (略)

(3) 要綱別表1のIの事業実施主体の欄の(6)の「生産局長等が別に定める市場関係者」は、次に掲げる者とする。

ア～イ (略)

(4) 要綱別表1のIの事業実施主体の欄の(9)の「生産局長が別に定める民間事業者」は、次の要件を全て満たす者とする。

ア～イ (略)

(5) (略)

3 採択要件

- (1) (略)
 (2) 整備事業の上限事業費
 (略)

整備事業の内容		上限事業費
(略)	(略)	(略)
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>

(注) 1～3 (略)

(3) 要綱別表1のIの採択要件の欄の(5)に定める総事業費に満たない場合にあっても、要綱第3の6に定める費用対効果分析を実施し、都道府県知事及び地方農政局長(北海道にあつては農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)、農林水産省農産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。)が、地域の実情により必要と認めた場合(都道府県知事は理由書を作成し、要綱第4の2に定める都道府県事業実施計画の成果目標の妥当性と併せて協議を行うものとする。)にあつては、当該事業を実施できるものとする。

(4) 面積要件等

ア 要綱別表1のIの採択要件の欄の(3)の農産局長等(農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)及び農林水産省農産局長。)が別に定める事業対象作物の作付(栽培)面積は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。

3 採択要件

- (1) (略)
 (2) 整備事業の上限事業費
 (略)

整備事業の内容		上限事業費
(略)	(略)	(略)
<u>畜産物処理加工施設</u>	<u>産地食肉センター</u>	<u>9,500千円×1日当たりの処理能力頭数(牛及び馬は1頭につき豚4頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。)</u> <u>ただし、5の畜産物産地基幹施設整備の畜産物処理加工施設の産地食肉センターの補助対象基準の(c)のただし書に基づき、都道府県知事が地域の実情により特に必要と認めた場合であつて、1日当たりの処理能力頭数(肥育豚換算)が560頭未満の場合は、12,500千円×1日当たりの処理能力頭数(肥育豚換算)</u>
	<u>食鳥処理施設</u>	<u>200千円×1日当たりの処理能力</u>
	<u>鶏卵処理施設</u>	<u>100千円×1年当たりの処理能力</u>
	<u>乳業施設</u>	<u>10,000千円×1日当たり計画処理量(トン)</u>

(注) 1～3 (略)

(3) 要綱別表1のIの採択要件の欄の(5)に定める総事業費に満たない場合にあっても、要綱第3の6に定める費用対効果分析を実施し、都道府県知事及び地方農政局長(北海道にあつては農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長又は農林水産省政策統括官、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。)が、地域の実情により必要と認めた場合(都道府県知事は理由書を作成し、要綱第4の2に定める都道府県事業実施計画の成果目標の妥当性と併せて協議を行うものとする。)にあつては、当該事業を実施できるものとする。

(4) 面積要件等

ア 要綱別表1のIの採択要件の欄の(3)の生産局長等(農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長及び農林水産省政策統括官。)が別に定める事業対象作物の作付(栽培)面積は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。

ただし、要綱別表1のIの事業実施主体の欄の(9)の民間事業者が、第1の2の輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備に取り組む場合は、この限りではない。

取組名	品目	面積要件	留意事項
(略)	(略)	(略)	(略)
果樹	果樹農業振興特別措置法施行令(昭和36年政令第145号。以下同じ。)第2条に定める果樹で露地栽培のもの	10ヘクタール ただし、種子種苗生産関連施設を整備する場合にあっては、かんきつ類で100ヘクタール、落葉果樹で50ヘクタールとする。 なお、都市近郊地域(「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知。以下同じ。))の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村をいう。以下同じ。)において事業を実施する場合にあっては2ヘクタールとする。ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。	
	果樹農業振興特別措置法施行令第2条に定める果樹で施設栽培のもの	(略)	
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

イ (略)
(ア) (略)

ただし、要綱別表1のIの事業実施主体の欄の(9)の民間事業者が、第1の2の輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備に取り組む場合は、この限りではない。

取組名	品目	面積要件	留意事項
(略)	(略)	(略)	(略)
果樹	果樹農業振興特別措置法施行令(昭和36年政令第145号)第2条に定める果樹で露地栽培のもの	10ヘクタール ただし、種子種苗生産関連施設を整備する場合にあっては、かんきつ類で100ヘクタール、落葉果樹で50ヘクタールとする。 なお、都市近郊地域(「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村をいう。以下同じ。)において事業を実施する場合にあっては2ヘクタールとする。ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。	
	果樹農業振興特別措置法施行令(昭和36年政令第145号)第2条に定める果樹で施設栽培のもの	(略)	
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

イ (略)
(ア) (略)

(イ) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。))を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。))を含む。)

(ウ)～(キ) (略)

取組名	品目	面積要件	留意事項
(略)	(略)	(略)	(略)
果樹	果樹農業振興特別措置法施行令第2条に定める果樹で露地栽培のもの	(略)	
	果樹農業振興特別措置法施行令第2条に定める果樹で施設栽培のもの	(略)	
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

ウ (略)

4 産地基幹施設等の基準

要綱別表1のIのメニューの欄の1の耕種作物産地基幹施設整備については、次のとおりとする。

産地基幹施設等	補助対象基準
耕種作物産地基幹施設整備	(略)
(略)	(略)
乾草調製施設	・(略) ・(略)

(イ) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項の規定に基づき、公示された過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。))

(ウ)～(キ) (略)

取組名	品目	面積要件	留意事項
(略)	(略)	(略)	(略)
果樹	果樹農業振興特別措置法施行令(昭和36年政令第145号)第2条に定める果樹で露地栽培のもの	(略)	
	果樹農業振興特別措置法施行令(昭和36年政令第145号)第2条に定める果樹で施設栽培のもの	(略)	
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

ウ (略)

4 産地基幹施設等の基準

要綱別表1のIのメニューの欄の1の耕種作物産地基幹施設整備、畜産物産地基幹施設整備については、次のとおりとする。

産地基幹施設等	補助対象基準
耕種作物産地基幹施設整備	(略)
(略)	(略)
乾草調製施設	・(略) ・(略)

		<ul style="list-style-type: none"> ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知、以下同じ。）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。 			<ul style="list-style-type: none"> ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。
	(略)	(略)		(略)	(略)
	穀類算出集荷調整貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・(略) ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。 		穀類算出集荷調整貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・(略) ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	生産技術高度化施設	(略)		生産技術高度化施設	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	低コスト耐候性ハウス	<ul style="list-style-type: none"> ・50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、ハウスが風害を受けないよう保守点検をするなど適切に管理すること。）に耐えることができる強度を有するもの又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格であるものとする。 ・(略) 		低コスト耐候性ハウス	<ul style="list-style-type: none"> ・50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、被覆期間以外の期間は、被覆資材を確実に外す等により、ハウスが風害を受けないよう適切に管理すること。）に耐えることができる強度を有するもの又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格であるものとする。 ・(略)
	高度環境制御栽培施設	<ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・完全人工型の施設導入に当たっては、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。新技術は、「強い 		高度環境制御栽培施設	<ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・完全人工型の施設導入に当たっては、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。新技術は、「強い

		<p>農業・担い手づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業及び<u>農産物等輸出拡大施設整備事業</u>で整備が可能な高度環境制御栽培施設（うち完全人工光型）における新技術の指票について」（農林水産省生産局。以下「新技術指票」という。）に基づき立証できるものに限る。なお、新技術指票は補助事業での整備状況を踏まえ、必要に応じて改訂することとする。また、1回の配分で導入地区数の上限は全国3地区とする。なお、配分において同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、要望額の小さい順に交付金の配分対象となる事業実施計画を特定することとする。</p> <p>・(略)</p>			<p>農業・担い手づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業及び<u>農畜産物等輸出拡大施設整備事業</u>で整備が可能な高度環境制御栽培施設（うち完全人工光型）における新技術の指票について」（農林水産省生産局。以下「新技術指票」という。）に基づき立証できるものに限る。なお、新技術指票は補助事業での整備状況を踏まえ、必要に応じて改訂することとする。また、1回の配分で導入地区数の上限は全国3地区とする。なお、配分において同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、要望額の小さい順に交付金の配分対象となる事業実施計画を特定することとする。</p> <p>・(略)</p>
	<p>高度技術導入施設</p>	<p>・(略)</p> <p>「施設園芸栽培技術高度化施設」は、50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、ハウスが風害を受けないよう<u>保守点検をするなど適切に管理すること。</u>）又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有する若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するハウス又は建物と一体的に設置するものとし、複合環境制御装置、照明装置、自動カーテン装置、自動天窓開閉装置、養液栽培装置、炭酸ガス発生装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベット栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除装置、地中暖房兼土壌消毒装置、加温装置、細霧冷房施設、ヒートポンプ、脱石油型エネルギー供給施設、収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置とする。</p> <p>脱石油型エネルギー供給施設とは、園芸施設への電気や熱等のエネルギーの供給を目的とするトリジェネレーションシステム、メタンガス利用システム及び小型水力発電システムとする。</p> <p>・(略)</p>		<p>高度技術導入施設</p>	<p>・(略)</p> <p>「施設園芸栽培技術高度化施設」は、50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、<u>被覆期間以外の期間も、被覆資材を確実に外す等により、</u>ハウスが風害を受けないよう適切に管理すること。）又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有する若しくは構造計算上これに準ずる機能を有する<u>鉄骨（アルミ骨を含む）</u>ハウス又は建物と一体的に設置するものとし、複合環境制御装置、照明装置、自動カーテン装置、自動天窓開閉装置、養液栽培装置、炭酸ガス発生装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベット栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除装置、地中暖房兼土壌消毒装置、加温装置、細霧冷房施設、ヒートポンプ、脱石油型エネルギー供給施設、収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置とする。</p> <p>脱石油型エネルギー供給施設とは、園芸施設への電気や熱等のエネルギーの供給を目的とするトリジェネレーションシステム、メタンガス利用システム及び小型水力発電システムとする。</p> <p>・(略)</p>

	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(削る)			畜産物産地基幹施設整備	
	(削る)			畜産物処理加工施設	
	(削る)	(削る)		産地食肉センター	<p>・整備する場合には、次に定める全ての要件に適合するものであること。</p> <p>(a) 当該施設は、原則として食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づくものであること。</p> <p>(b) 当該施設の整備について、食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づく整備計画を作成し、都道府県知事による承認を受けていること。</p> <p>(c) 当該施設を整備後の1日当たりの処理能力(肥育羽換算)が少なくとも700頭以上の規模となること。</p> <p>ただし、離島(離島振興法第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島をいう。)において事業を実施する場合及びハラール認証(イスラム諸国への輸出又は日本国内の販売で要求されるハラール認定マークの表示をされた食品を製造する施設としてハラール認証を行う機関が行う認証をいう。以下同じ。)を取得する場合であって、都道府県知事が地域の実情により特に必要と認める場合はこの限りではない。</p> <p>(d) 当該施設から発生する特定部位(と畜場法施行規則(昭和28年厚生省令第44号)別表第1に掲げるものをいう。)の適切な処理及び畜産副産物の区分管理等TSEに対応した体制が確立していること又は確立することが見込まれること。</p> <p>(e) 食肉の効率的な出荷が可能で、出荷形態は主として部分肉又は部分肉以上に加工度の高い商品であること。</p> <p>(f) 豚の処理工程を新たに整備する場合にあっては、その他の畜種の処理工程と分離されていること。</p>
	(削る)	(削る)		けい留施設	<p>・生体検査場所を含むものとし、同施設には、獣畜の飲水設備を設置するものとする。(特段の事由がある場合は、こ</p>

	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>			<u>と畜解体・内臓処理施設</u>	<u>の限りではない。)</u> <u>・と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第1項の規定により都道府県知事等が許可し、又は許可する見込みのあるものであることとする。</u>
	<u>(削る)</u>				<u>懸肉施設</u>	
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>			<u>冷蔵冷凍施設</u>	<u>・保管を目的としない食肉等急冷設備は除くものとする。</u> <u>・全部又は一部が枝肉の急速冷却能力(牛及び馬の枝肉にあつては24時間以内、豚、めん羊及び山羊の枝肉にあつては12時間以内に枝肉の中心温度を5℃以下に冷却する能力をいう。)を有する冷却装置を備えた有する冷蔵車であつて、枝肉及び部分肉についてそれぞれ1日当たりのと畜解体処理能力(頭数分)のおおむね2倍程度の冷蔵保存能力を有し、かつ枝肉の冷蔵施設については、枝肉懸吊装置等を備えていることとする。</u>
	<u>(削る)</u>				<u>部分肉加工施設</u>	
	<u>(削る)</u>				<u>輸送施設</u>	
	<u>(削る)</u>				<u>給排水施設</u>	
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>			<u>安心安全モデル施設</u>	<u>・自主衛生管理施設及び情報管理提供施設とする。</u>
	<u>(削る)</u>				<u>その他の施設・設備</u>	
	<u>(削る)</u>				<u>副産物等処理施設</u>	
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>			<u>衛生管理施設</u>	<u>・次の(a)、(b)又は(c)の基準に適合すること。</u> <u>(a) と畜場法施行令(昭和28年政令第216号)、と畜場法施行規則、「食肉処理業に関する衛生管理について」(平成9年3月31日付け衛乳第104号厚生省生活衛生局長通知)及び「と畜場の施設及び設備に関するガイドラインについて」(平成6年6月23日付け衛乳第97号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知)を順守するために、都道府県知事(保健所を設置する市にあつては市長)が事業実施主体が文書で改善又は新設を指摘した設備(設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。)であること。</u> <u>(b) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年法律第59号)に基づく高度化基準に適合する旨の認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計画の実施に必要な設備であること。</u> <u>(c) 輸出に係る設備であつて、輸出先国が定める衛生基準</u>

						等を順守するために必要なもの（一般衛生管理施設については、高度な衛生管理の実施に必要な場合に限り更衣室、便所及び手洗所も含む。）であること。
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>			<u>ハラール対応施設</u>	・輸出先国等が定めるハラール認証の基準を順守するために必要な設備であること。
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>			<u>動物福祉対応施設</u>	・輸出に係る設備であって、輸出先国等が定める動物福祉の基準を順守するために必要な設備であること。
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>			<u>環境保全施設</u>	・汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理し得る能力を有すること。
	<u>(削る)</u>				<u>TSE対応施設</u>	
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>			<u>食鳥処理施設</u>	・当該施設を整備後の1日当たりの処理能力が、ブロイラーの場合はおおむね5,000羽以上、成鶏の場合はおおむね1,300羽以上の規模となること。
	<u>(削る)</u>				<u>生体受入施設</u>	
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>			<u>放血脱羽、中抜き及び冷却施設</u>	・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第3条の規定により都道府県知事が許可し、又は許可する見込みのあるものであること。
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>			<u>冷蔵冷凍施設</u>	・冷蔵保存の場合にあっては5℃以下、冷凍保存の場合にあってはマイナス20℃以下で保存ができる能力を有すること。
	<u>(削る)</u>				<u>食鳥肉加工施設</u>	
	<u>(削る)</u>				<u>輸送施設</u>	
	<u>(削る)</u>				<u>給排水施設</u>	
	<u>(削る)</u>				<u>その他の施設・設備</u>	
	<u>(削る)</u>				<u>副産物等処理施設</u>	
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>			<u>衛生管理施設</u>	・次の(a)、(b)又は(c)の基準に適合すること。 (a) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成3年3月25日付け政令第52号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年6月29日付け厚生省令第40号）を順守するために、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した設備（設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに

					<p>限る。) であること。</p> <p><u>(b) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づく高度化基準に適合する旨の認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計画の実施に必要な設備であること。</u></p> <p><u>(c) 輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なもの（一般衛生管理施設については、高度な衛生管理の実施に必要な場合に限り更衣室、便所及び手洗所も含む。）であること。</u></p>
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>		<u>ハラール対応施設</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>輸出先国等が定めるハラール認証の基準を順守するために必要な設備であること。</u>
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>		<u>環境保全施設</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法第3条第1項に規定する排水基準以下に処理し得る能力を有すること。</u>
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>		<u>鶏卵処理施設</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>当該施設の1日当たりの取扱量がおおむね13トン以上であること。</u>
	<u>(削る)</u>			<u>洗卵選別包装室</u>	
	<u>(削る)</u>			<u>冷蔵庫室</u>	
	<u>(削る)</u>			<u>冷凍庫室</u>	
	<u>(削る)</u>			<u>殺菌装置</u>	
	<u>(削る)</u>			<u>洗浄装置</u>	
	<u>(削る)</u>			<u>貯蔵タンク</u>	
	<u>(削る)</u>			<u>洗卵選別機</u>	
	<u>(削る)</u>			<u>検別装置</u>	
	<u>(削る)</u>			<u>その他の設備</u>	
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>		<u>乳業施設</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>牛乳乳製品（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）第2条第3項に規定する牛乳、同条第11項に規定する加工乳及び同条第12項に規定する乳製品をいう。）を製造する施設・設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を遵守するために必要なものであり、海外での需要が見込まれる品目を製造するためのものであること。</u> ・<u>当該施設の整備により、地域の生乳需給や集送乳の合理化等に支障をきたさないことが確実であること。</u> ・<u>1日当たりの生乳処理量が2トン以上であること。</u>
	<u>(削る)</u>			<u>生乳受入・貯乳施設</u>	

	<u>(削る)</u>	
	<u>(削る)</u>	
	<u>(削る)</u>	
	<u>(削る)</u>	
	<u>(削る)</u>	
	<u>(削る)</u>	

	<u>殺菌施設</u>	
	<u>乳製品製造施設</u>	
	<u>充填施設</u>	
	<u>冷蔵冷蔵施設</u>	
	<u>その他の施設・設備</u>	
	<u>畜産物加工施設</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産物の加工のために必要な施設・設備とする。 ・当該施設で扱う製品は、事業に参加する生産者自ら生産した生乳又は食肉をもとに消費者ニーズに対応するよう加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。 ・生産者を支援する目的で地方公共団体、公社若しくは農業者の組織する団体又はこれらの者の有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体が施設・設備の整備を行う場合にあつては、当該施設で取り扱う製品は、主に事業実施地区内で生産された生乳又は食肉をもとに加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。 ・貸付けについては、農業者の組織する団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体から、農業者が組織する団体に貸し付ける場合に限るものとする。

II 食品流通のグローバル化

II-1 輸出拡大卸売市場施設整備

第1 取組の概要

要綱別表1のIIのメニューの欄の農産物等の輸出拡大に向けた卸売市場施設等の整備については、中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。）第4条第1項に基づく認定を受けた卸売市場又は同項に基づく認定を受けることが確実と認められる卸売市場をいう。以下同じ。）及び地方卸売市場（市場法第13条第1項に基づく認定を受けた又は受けることが確実と認められる卸売市場をいう。以下同じ。）が、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第5条第1項に基づく認定を受けた食品等流通合理化計画（以下「認定計画」という。）に従って実施する施設の改良、造成又は取得（以下「整備」という。）であつて、国産農産物等の輸出拡大に向けた取組を行うものに対する支援とする。

II 食品流通のグローバル化

II-1 輸出拡大卸売市場施設整備

第1 取組の概要

要綱別表1のIIのメニューの欄の農畜産物の輸出拡大に向けた卸売市場施設等の整備については、中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。）第4条第1項に基づく認定を受けた卸売市場又は同項に基づく認定を受けることが確実と認められる卸売市場をいう。以下同じ。）及び地方卸売市場（市場法第13条第1項に基づく認定を受けた又は受けることが確実と認められる卸売市場をいう。以下同じ。）が、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第5条第1項に基づく認定を受けた食品等流通合理化計画（以下「認定計画」という。）に従って実施する施設の改良、造成又は取得（以下「整備」という。）であつて、国産農畜産物の輸出拡大に向けた取組を行うものに対する支援とする。

第2 (略)

第3 取組の実施基準等

1・2 (略)

3 事業の要件

(1)・(2) (略)

(3) 輸出事業計画の認定規程(令和2年4月1日付け農林水産大臣決定、以下同じ。)に基づき認定された輸出事業計画を策定していること、又は策定されることが確実であること(削除)

4～7 (略)

II-2 輸出物流拠点施設整備

第1 (略)

第2 取組の概要

1 農林水産物等の輸出を促進するために空港内や港湾内及びその周辺におけるコールドチェーンを最大限に活用する輸出物流拠点の施設の整備

(1) 事業実施主体

ア・イ (略)

ウ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会

エ (略)

オ 輸出物流事業者

カ 特認団体(ア、イ、ウ及びエに掲げる者以外の者であって、輸出物流拠点施設の整備により輸出促進に資するものとして、地方農政局長等が特に適当と認める者をいう。)

(2) 事業の要件

ア (略)

イ 輸出事業計画の認定規程に基づき認定された輸出事業計画を策定していること、又は策定されることが確実であること。

ウ (略)

エ (略)

オ (略)

第2 (略)

第3 取組の実施基準等

1・2 (略)

3 事業の要件

(1)・(2) (略)

(3) 輸出促進に向けた取組が行われ又は行われることが確実と見込まれ、取扱数量の増加の見込み等を含む事業計画を有するものであること

(4) 別紙様式により当該卸売市場の輸出拡大計画を作成していること

4～7 (略)

II-2 輸出物流拠点施設整備

第1 (略)

第2 取組の概要

1 農林水産物等の輸出を促進するために空港内や港湾内及びその周辺におけるコールドチェーン対応が可能な輸出物流拠点の施設の整備

(1) 事業実施主体

ア・イ (略)

ウ 中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会

エ (略)

(新設)

オ 特認団体(ア、イ、ウ及びエに掲げる者以外の者であって、輸出物流拠点施設の整備により輸出促進に資するものとして、地方農政局長等が特に適当と認める者をいう。)

(2) 事業の要件

ア (略)

(新設)

イ (略)

ウ (略)

エ (略)

2・3 (略)

4 その他

○ 都道府県採択事業

Ⅱ-1の第3の1の(1)及び(7)から(12)までについては、輸出物流拠点施設整備において準用する。

ただし、第3の1の(11)においては都道府県知事の承認を得るものとする。

○ 国直接採択事業

Ⅱ-1の第3の1の(1)、(7)から(9)まで及び(11)については、輸出物流拠点施設整備において準用する。

ただし、第3の1の(11)においては地方農政局長等の承認を得るものとする。

2・3 (略)

4 その他

(新設)

Ⅱ-1の第3の1の(1)及び(7)から(12)までについては、輸出物流拠点施設整備において準用する。

ただし、第3の1の(11)においては都道府県知事の承認を得るものとする。

(新設)

附 則

この通知は、令和3年12月24日から施行する。

改正後	現 行																																																																																								
<p>別記様式1号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇県（都道府）知事 殿</p> <p style="text-align: center;">事業実施主体名 代表者氏名</p> <p style="text-align: center;"><u>農産物等</u>輸出拡大施設整備事業（〇〇年度）で取得又は効用の増加した施設等の利用に関する改善計画について</p> <p>〇〇年度において<u>農産物等</u>輸出拡大施設整備事業で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業実施計画の目的の達成状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 施設等の利用の実績及び改善計画 (改善計画は、3か年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、<u>農産物等輸出拡大施設整備事業実施要領（平成28年1月20日付け27食産第4823号、27生産第2395号、27政統第492号、農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長、農林水産省政策統括官通知）</u>に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 改善計画を実施するための推進体制</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="2" style="width:10%;">(略)</td> <td rowspan="2" style="width:10%;">(略)</td> <td colspan="5">(略)</td> <td colspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)					(略)					(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)										<p>別記様式1号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇県（都道府）知事 殿</p> <p style="text-align: center;">事業実施主体名 代表者氏名</p> <p style="text-align: center;"><u>農畜産物</u>輸出拡大施設整備事業（〇〇年度）で取得又は効用の増加した施設等の利用に関する改善計画について</p> <p>〇〇年度において<u>農畜産物</u>輸出拡大施設整備事業で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業実施計画の目的の達成状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 施設等の利用の実績及び改善計画 (改善計画は、3か年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、<u>要領</u>に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 改善計画を実施するための推進体制</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="2" style="width:10%;">(略)</td> <td rowspan="2" style="width:10%;">(略)</td> <td colspan="5">(略)</td> <td colspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)					(略)					(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)									
(略)			(略)	(略)					(略)																																																																																
	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																															
(略)	(略)																																																																																								
(略)	(略)	(略)					(略)																																																																																		
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																															
(略)	(略)																																																																																								

(略)									
(略)									
(略)									

(注) 1 施設整備とは、「耕種作物共同利用施設整備」のことをいう。
2～5 (略)

削る

(略)									
(略)									
(略)									

(注) 1 施設整備とは、「耕種作物共同利用施設整備」及び「畜産物共同利用施設整備」のことをいう。
2～5 (略)

(別紙様式)

〇〇年度 農畜産物輸出拡大施設整備事業 輸出拡大計画〔施設名：_____ (事業実施主体：_____)〕

(1) 輸出の拡大に向けた戦略(推進体制：_____ (事務局：_____))

--

(2) 概要

主な輸出品目	想定される国内産地	主な経由 空港・港 <small>※経路は重要は明記</small>	主な輸出先国	代表的な販路 <small>※輸送方法や食料名は明記な場合は明記</small>
輸出の拡大に向け これまでに行った 主な取組			輸出先国の求める衛生基準等への対応 (例：HACCP)	

(3) 課題と対応方針について

項 目	課 題	対 処 方 針

(4) 輸出自控について

(単位：トン、百万円)

	うち輸出分					うち輸出分					うち輸出分								
	数量	金額	数量	増加割合	金額	増加割合	数量	金額	数量	増加割合	金額	増加割合	数量	金額	数量	増加割合	金額	増加割合	

(注) 1 本様式は、要綱第4の1に定める実施計画書と併せて提出すること。

2 「(1) 輸出の拡大に向けた戦略」は、データも活用して特色、強み、PRできるポイントや阻害的効果を明記すること。

3 本様式より詳細な内容を記載する場合にあっては、必要に応じて「別紙のとおり」と記入の上、別紙にて提出して構わない。